早稲田大学研究院 総合研究機構 社会的養育研究所

2021年度 フォスタリング・アセスメントの在り方に関する 調査研究報告書

2022 (令和4) 年9月



目次

はじめに	1
第1章 調査研究の概要	1
1-1:概要と実施内容	1
1-2:コンピテンシーについて	2
1-3:検討委員会	3
第2章 オーストラリアのフォスタリングについて	•••••4
2-1:リクルートについて	•••••4
2-2:ビクトリア州のアセスメント・プロセス	•••••4
2-3:マッチングとその後	5
2-4:その他の知見	5
2-5:フォスタリング・アセスメントの実施とコンピテンシー	6
第3章 フランス・パリ市を中心としたフォスタリングについて	9
3-1:フォスタリングの概要	9
3 – 2:里親(里親)の承認評価とコンピテンシー	10
が 4 立、日上)。 と)とフェーニ トリング・マンニ フン 1 三甲木	11
第4章 日本におけるフォスタリング・アセスメント調査	11
4-1:フォスタリング現場にかかわるワーカーのヒアリング調査	11
4-2:日本の資料等の調査	·····14
4-3:本調査におけるフォスタリング・アセスメントのコンピテン	
	16
第5章 フォスタリング・アセスメント・フォームの作成	18
5-1:フォスタリング・アセスメント・フォームの作成と内容	18
5-2:まとめと今後に向けて	25
第6章 参考文献	26
参考資料	
<i></i>	27
・ステージ2:フォスタリング・ア ヤ スメント・フォーム	28

はじめに

昨年度のフォスタリング・アセスメントの在り方における検討委員会では、フォスタリング・アセスメントについていくつかの課題が提示された。中でも、里親登録申請において、審査まで進めば十分な検討もなく里親に登録されることもある実情が挙げられ、合わせて未委託のままでいる里親の割合が多いことも指摘された。2018年度では全国で6割強の里親が未委託となっている。さらに十分なアセスメントや準備がなされないこと、また支援体制が不十分であることにより不調が起こっていることも議論された。その背景には、フォスタリング・アセスメントの不十分さが重要な要因の1つとしてあり、アセスメントに対する意識のばらつき、またフォームや方法において、手引きなどが十分に整備されてない現状が指摘された。それらを踏まえ、フォスタリング・アセスメントの手引書やベースとなる共通のフォームなどの整備の必要性が再認識された。

また、フォスタリング・アセスメントの対象について、里親登録申請時のアセスメントのみを指すのではなく、その後のマッチング、委託、そして終結後にも関わる包括的なアセスメントが必要であることや、委託される子どものアセスメントも重要であることも討議の中で確認された。最初の段階として、里親登録申請時のフォスタリング・アセスメントのフォームの作成に取り掛かり、初年度である昨年度はアセスメントの前半にあたる、事実情報などを確認する項目を作成した。

本年度は、コンピテンシー・アプローチを参考にしながら、後半部分である里親の養育に関する項目を作成した。このパートにおいても昨年同様英国の Form F などでも採用されている、コンピテンシー・アプローチを中心とし、オーストラリア(クイーンズランド州)やフランス(パリ市)の状況を調査し、日本の調査と合わせて、フォームと手引きの作成を試みた。単に状態や事実の記述のみではなく、その里親養育に求められる成果を出すために必要な価値観や特性などから分析して、里親の資質や能力を把握し、その後の研修や委託につなげることができるアセスメントを目指した。

1.調査研究の概要

1-1:概要と実施内容

2020年度の調査では、民間フォスタリング機関から、フォスタリング・アセスメントの実施状況についてヒアリングを実施した。先行研究などとともに検討し、全国のフォスタリング・アセスメント状況、フォームや手引きが自治体によって差があることが明らかとなった。

そこで本調査では、英国のフォスタリング・アセスメントのツールである Form F を参考にして、日本の先行研究を踏まえながら、まずは里親申請時のフォスタリング・アセスメント・フォームづくりを目指した。

イギリスの里親申請時におけるフォスタリング・アセスメントは、ステージ1とステージ2に分かれており、Form Fでは各パートセクションがそれに対応している。ステージ1では、2013年7月に改正された児童法において、「里親のアセスメントと認定」で定められた、収集する必要のある情報が求められており、初年度の研究では、日本の過去の先行研究から、児童相談所におけるフォスタリング・アセスメント時の項目と照らし合わせ、このステージ1で求められる申請者の事実情報を記載するフォームの作成をした(「ステージ1:フォスタリング・アセスメント・フォーム」とする)。

本年度は、ステージ2にあたるフォーム(「ステージ2:フォスタリング・アセスメント・フォーム」とする)を作成した(「ステージ2:フォスタリング・アセスメント・フォーム」は文末に添付)。ステージ2は、申請者に関するさらなる情報、すなわち Form F の内容においては、①申請者の経歴、家族、ライフスタイルについて、②養育能力のアセスメント、③里親としての養育に対する申請者の準備状況、その他の補足情報についてのアセスメントである。また、Form F を中心としながらも、オーストラリア(ク

イーンズランド州)やフランス(パリ市)の状況についてもヒアリング等を行って参考にした。さらに、日本のフォスタリング・アセスメントのフォームとガイドであるため、日本の里親支援業務に直接かかわるワーカーからヒアリング調査を行い、これまでの日本語文献等から里親養育のコンピテンシー的要素に関わるものを調査し、それらを合わせて検討してフォームを作成した。

実施内容

- 1) オーストラリア・クイーンズランド州のフォスタリング・アセスメントについてのヒアリング
- 2) フランス・パリ市を中心としたフォスタリング・アセスメントについてのヒアリング
- 3) 日本国内でフォスタリング現場に関わるワーカーからのヒアリング
- 4) 日本のフォスタリングに係る資料・文献の調査
- 5) ステージ2:フォスタリング・アセスメント・フォームの作成

1-2:コンピテンシーについて

コンピテンシー(competency)は、イギリスの Form F においても非常に重要な概念であり、Form F を参考にする上ではその概念を理解しておく必要がある。昨年度の調査でもコンピテンシー・アプローチ については触れたが、改めて本調査におけるコンピテンシーに対するとらえ方をまとめておきたい。

コンピテンシーは、一般に能力や技能と訳されることがあるが、素朴な能力や技能と違って、その概念 について理解することは容易ではない。

広辞苑では、能力とは「物事をなしうる力や働き」とされており、力の概念に近い。しかし、現在では 語尾に「力」がついた言葉が氾濫しており、能力に対する考え方がはっきりしないために、能力概念が乱 造されてしまっているように思われる。

科学的研究を行ってきた心理学においては、能力はより限定的に扱われ、知的能力(cognitive ability)、知能(intelligence) と呼ばれる知的側面に対して主に焦点があてられてきた。しかし、コンピテンシーは、より幅広い人間の資質を含み、知識や技能、能力、動機、自己像、行動など様々な個人の特性が考慮される。

他方、スキル(技能)については、大きな特徴は、技量の顕在性にあり、能力と比較した場合に、技能はより発揮的、表出的な面に力点を置いていると言える。また、スキルは観察可能であり、目で見ることができる。したがって、より表面的で観察可能な側面を言うスキルは、潜在的な側面や、価値観などが重要な要素であるコンピテンシーの一部はなしても、そのものを指す言葉ではない。

コンピテンシーは多義的な概念であり、同時に主張する理論によっても一致するわけではないが、コンピテンシーの定義において、高い業績をもたらすための職務遂行能力であり、その職務遂行能力を確認するために何らかの人材特性を測定するという点では共通しており、測定対象を行動のみに限定するか、知識や技術、パーソナリティを含めるか、また、潜在的特性なのか、それとも顕在的行動パターンか、さらに、高い成果にのみ焦点を当てるか、より広い資質を範疇に入れるかなどによって違いがあり、一義的な概念ではなく、今も新しく変化している。(大野 2006)

このコンピテンシーという概念が教育や人事において活用されるようになったのは、学業成績や知性の高い人材の中でも、職業での成果にばらつきがあることに着目し、成果につながる個人の資質や特性について検討を加えるようになったことに事を発する。(山口 2009) そこで、職業上の成果を達成するのに必要な個人要件を、知識・スキル・適性などから評価していこうとする伝統的方法を取らず、高い成果を示す人材が持っている価値観、行動特性、動機などの要素に注目した。

本フォスタリング・アセスメントにおけるコンピテンシーも、このように従来の状況、条件、知識やスキル、適性だけではなく、里親養育を行う者の価値観や行動特性、動機などに着目していきたい。ただ、誤解のないように補足すると、このコンピテンシー的側面への着目は、すでに現場のやり取りの中では実践されており、それがまだ言語化されてないというのが現場のフォスタリングに係るワーカーをヒアリン

グした上での印象である。

この調査では里親養育を主題とし、その成果は、養育について言及されるものであるから、顕在的な行動パターンに限らず、その潜在的な側面や価値観などを含み、高い成果のみではなく、より広い資質を含むこととしたい。したがって、ここでは、コンピテンシーを、①里親養育の成果と関連している、②潜在的側面を含み、かつ行動として顕在化する、③里親養育目的の遂行能力に関わる、という3つの要件を含んだもので、里親養育の成果と関連する資質や価値観、特性としたい。

フォスタリングにおけるコンピテンシー・アプローチを用いた里親認定アセスメントはイギリスの Fostering Network により開発された(酒井 2005)。コンピテンシー・アプローチは、効果的な里親養育を行うのに必要とされる技術や経験、能力に焦点を当て、潜在的な里親としての資質を評価する方法である。このアプローチは、里親委託に関する実践綱領(Code of Practice)などでも推奨され、イギリスの里親認定アセスメントにおいて広く活用されている。Form F もその1つである。

また、里親養育の事情は欧米でも国によってことなり、まして日本との比較では言うまでもない。そのため、日本においても、フォスタリング・アセスメントにおけるコンピテンシーを定めていく上で、現場で里親支援に関わるワーカー21 名よりヒアリング調査を行った。そのヒアリング内容をクリーニングしたうえでコード化し、自由記述分析を行い、そこからコンピテンシーにつながる要素を導き出している。

1-3:検討委員会

フォスタリング・アセスメントの在り方を検討するため、以下の有識者による委員会を組織し、2021 年度期間中に4回の委員会を開催した。委員会での意見を踏まえ、里親認定時に使用するフォスタリング・アセスメント・フォームの後半、イギリスの Form F のステージ 2 にあたるものを試案として作成した。今後はさらに現場と連携して試行しつつ更新を行い、完成版を目指していく。また包括的なフォスタリング・アセスメントについても検討していく。

○体制

【構成員】(50 音順、所属先は 2021 年 3 月時点)

- ・久保 樹里氏 花園大学社会福祉学部・准教授
- ・長田 淳子氏 二葉乳児院フォスタリングチーム統括責任者・副施設長
- · 徳永 祥子氏 立命館大学 客員准教授
- ·林 浩康氏 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 教授
- ・山口 敬子氏 京都府立大学公共政策学部 准教授

【調査実施者】

- · 上鹿渡 和宏 早稲田大学社会的養育研究所 所長
- · 御園生 直美 早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員
- ·上村 宏樹 早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員
- ·中村 豪志 早稲田大学社会的養育研究所 研究助手

2. オーストラリアのフォスタリングについて*1

オーストラリア・クイーンズランド州のフォスタリングについて、ヒアリングを行い内容についてまとめた。また、オーストラリア・クイーンズランド州でもコンピテンシー・アプローチを採用しており、最後にクイーンズランド州のフォスタリング・アセスメントのコンピテンシーについてまとめている。

2-1:リクルートについて

- ・里親アンバサダー(Carer Ambassadors): 里親自身の中から選ばれたアンバサダーがリクルートに参加する。
- ・口コミキャンペーン(Word of Mouth Campaigns): オーストラリアの 35%の里親はすでに里親をやっている方からの紹介。口コミによってよりリクルートが促進される。
- ・地域での情報提供会(Community Events incl Information Sessions):地域を巻き込んだ情報提供会によるリクルート事業。
- ・政府のリクルートキャンペーンで興味を持ってくれた里親希望者がローカルオフィスに紹介されてくる。
- ・ソーシャルメディア(SNS、検索エンジンの最適化)による里親リクルートも重要視している。
- ・ラジオ、公共交通機関、雑誌、新聞での広告・リクルート。
- ・リクルートを経て問い合わせが来る際には、どのルートで里親について知ったか、ということも調査・ 記録している。そのことによって、効果的なリクルート手段を明らかにしている。

○問い合わせの手段

- ・ウェブフォーム、メール、イベント参加、事務所への直接訪問など。
- ・1300 は、里親希望者の問い合わせに関する全国共通のフリーダイヤル。さらに里親登録に進みたいということになれば、それぞれのローカルオフィスで申込書をもらうことになる。

○フォローアップ

- ・申込書をもらった人でも準備が必要な方へ、子育てプログラム(Nurturing Program)に参加してもらう。
- ・里親アンバサダーに話を聞く方もいる。
- ・申請者が基準を満たしていない場合には、追加の情報を渡すことや子育てプログラム(Nurturing Program)への参加を促す。

電話インタビュー

・電話によるスクリーニングで大丈夫と判断されたら、次のステップへ進む。

2-2:ビクトリア州のアセスメント・プロセス

- ①里親希望者からの連絡
- ②情報パックの送付
- ③全ての家族メンバーへ情報提供(実子も含む)
- ④里親申請
- ⑤里親登録センターの経歴・欠格事由のチェック
- ⑥研修・トレーニング
- ⑦正式なアセスメント・プロセス(4回の家庭訪問、家庭背景・安全性のチェック、家庭内の全ての人へのポリスチェック、健康診断書、子育ての展望、協働関係)
- ⑧アセスメントが済んだ段階で、アセッサー(アセスメントをする人)へレポートが提出される。

- ⑨アセスメントから28日以上経った場合には、全てのプロセスが再度実施される。
- ⑩レポートを里親審議会に提出。
- ①里親審議会にて認可された場合に、様々な誓約書へのサインを行う。
- ⑫次に、2つ目の研修、マッチングへと進む。継続的なトレーニングも実施。
- ・アセスメント時の具体的な方法がマニュアルには記載されており、ビクトリア州では基本的にこのマニュアルに則ってアセスメントを行っていく。

○アセスメントの期間

- ・長いアセスメントに対し、時間や労力がかかるオーストラリアの里親制度への批判もある。全てのプロセスがスムーズに行っても最低 4 ヶ月、一般的には 6 ヶ月ほどかかる。
- ・一度里親委託されれば、より長い期間子どもをみて、成果を出すためにも長い時間がかかる。忍耐強くいることが全ての里親家庭に必要ということを説明するようにしている。
- ・途中で断念する方は、里親に適切でなかったと判断することにしている。里親の数が足りないという課題は常にあるが、このプロセスに忍耐強く対応してくれる人が里親としても求められている。
- ・アセスメントは非常に侵襲的であり、プライベートに踏み込んだ内容となる。40 年以上かけて今の制度を作り上げてきたが、経済的状況、性生活、訪ねてくる友人の犯罪歴などプライベートな質問に抵抗のある方もいる。全ては子どもの安全を守るために欠かせない質問であるが、日本では文化的に難しい質問もあると推察される。

2-3:マッチングとその後

- ・里親さんとソーシャルワーカーがマッチングしやすい子どもを考えながら、チェックをつけていく。
- ・時間の規定も書いてあるが、法律上の厳密な規定ではない。これはコストパフォーマンスを意識したものでもあり、アセッサーを雇えない小さなエージェンシーの場合外部のアセッサーに委託することがある。 その際に、ケースで1件16万円ほどの経費を要し、アセスメント自体も高額となる。
- ・クイーンズランドでは、里親登録されるか否かにかかわらず1年後には2回目のアセスメントが行われる。それをクリアすれば、2年おきに再審査をするがその度にアセッサーのコストがかかってくる。
- ・継続的なアセスメントコストを考えれば、オーストラリアでは未委託の里親を抱えることは考えられない。最初の1年に委託を受けない里親は登録を抹消する。(コストの面から)

2-4:その他の知見

- ○里親になるのが難しい方への対応
- ・里親になるのがまだ難しい方への子育てのプログラムにつなげる際の説明はオーストラリアではそれほど障壁を感じない。
- ・妻は乗り気で、夫はそうではない場合、夫婦の気持ちが分かれている時に里親養育はうまくいかないことを伝えて、二人で話し合ってもらう。
- ・部屋が狭い、個室がない場合、引越しする方もいるが、引越ししてからまた来てくださいという話をする。
- ・子育てプログラムに行く人には、一定数諦める方や辞める方もいる。また苦情申し立ても一定数いる。 その場合には3ステップで、ローカルオフィス、エージェンシーのチーフ、苦情申し立てプロセスといっ たサポートもあるので断ることもできる。
- ・説明会の段階で、誰でもできるとは言わず、1割くらいしか里親登録できないことを伝える。里親は適切な人、しっかりとした目的を持った人しかできない仕事と考えてもらう。例えば100人のうちの5人に入れなくても特別なことではないことを最初の段階から伝える。

- ・里親とソーシャルワーカーの判断が分かれる時もある。子どもに複雑なニーズがある場合、里親の特徴という項目をソーシャルワーカーと一緒に読む。このようなプログラムを受けている人、過去に同様の子どもを委託された人が適任だということが書かれているので、里親自身がこのニーズを持つ子どもが難しいということを対話により理解できる。これがマッチングツールが重要とされる理由の一つ。
- ・基本的には里親との対話でマッチングツールを進めるが、実子や関係者とも行う。

○実子への説明など

- ・実子への説明については、基本的にはコミュニケーションが取れれば対象になり 2、3 歳でも遊びやコミュニケーションを通して意見を聞く。
- ・社会的養護の子どもはトラウマを抱えていることも多く、アテンションが必要。2、3歳より年齢の低い 実子がいる場合は現実的には少ないが、その年齢の実子がいる場合は年齢的にアテンションが必要なので、 基本的には里親登録を受けない。
- ・オーストラリアの調査では、実子の半数が自分の人生に起こった一番悪い出来事だったと答えた。親は 前向きに取り組むが、実子への影響は異なる。実子の年齢はかなり加味してアセスメントを行う。
- ・最終的には里親自身のスキルに依るところもあり、アセスメントが重要になる。

○実親との交流

- ・オーストラリアでは、実親との関係性を維持する、文化的背景を保障することは里親の重要な役割として位置付けている。
- ・以前は実子のように育てる人も多かったが、近年では里子が 16、17 歳になったときに実親と再会、再 統合することを認識している里親が多くなった。
- ・アセスメント前の研修で、そのことについてしっかり触れられている。
- ・ほとんどの里親が実親との交流をする。子どもを実家に帰すプロセスも里親の役割に入っている。実親 との面会を里親が見守ることも日常茶飯事。
- ・ショートタイムの里親はそもそも実家に帰ることを目標として里親委託をする。

○養育里親と養子縁組

- ・里親希望者と養子縁組希望者は全く違う機関が担当してきた。最近では、長期の里親養育から、養子縁組に切り替わることが増えてきた。
- ・ただ、ニーズや対応も異なるので、しっかり分ける必要はある。

2-5:フォスタリング・アセスメントの実施とコンピテンシー

オーストラリア・ビクトリア州のフォスタリング・アセスメントは、コンピテンシー・アプローチの長所、プロセスと人間関係に焦点を当てたアプローチで、申請者とワーカーがそのプロセスに参加することで、両者が、潜在的な養育者の動機、態度、価値観、信条、そしてスキルと長所を理解することができるようになるとされている。

そのためアセスメントには以下のことが含まれている。

- ・評価の一貫性を確保するために、申請者の能力を評価し、文書化するための合意された基準一式。
- ・申請者の強みを特定し、それを伸ばすことに重点を置く。
- ・評価が相互のプロセスであると見なされるパートナーシップのアプローチ。申請者は評価者に情報を提供する機会と責任を持ち、評価者は申請者が里親になることについて十分な情報を得た上で決定できるように情報を提供する。
- ・必要なスキルを明示し、申請者がそれを開発するのを支援する透明なプロセス。申請者は、里親の仕事 内容、評価される基準を理解し、フィードバックが与えられる。

○アセスメントの原則

- ・評価の決定に情報を提供するために、複数の情報源が必要。
- ・応募者の長所と、今後トレーニングやサポートが必要と思われる分野の見極めの両方に焦点を当てる。
- ・偏りを避けるために査定者を十分に訓練する必要がある。
- ・育成のスキルを開発・強化するために、申請者と機関との関係を構築する長期的なプロセスにおけるア セスメントツールを使用する。
- ○ポリシーと実践のための5つの提言
- ①里親評価手段の改訂は、求められている中核的な成果について考えることから始める。
- ②里親評価ツールで扱うべき重要な属性について検討する。
- ③里親希望者を選択するための手段は、プロセスの一部に過ぎないことを認識する。
- ④評価者を訓練する必要性を忘れない。
- ⑤特定のグループに対する偏見を減らす。

○コンピテンシー

クイーンズランドのフォスタリング・アセスメントにおいては、5つのコア・コンピテンシーが設定されており、この5つのコア・コンピテンシーが里親の評価プロセスの基礎を形成している。5つのコア・コンピテンシーとして A.安全性、B.態度・つながり、C.個人の回復力、D.子どもを中心とした養育、E.他者との協働がある。それぞれの詳細については以下の通りである。

【コンピテンシーA. 安全性】

- A1. 住まいと環境のチェック
- A2. 介護士資格の有無の確認
- A3. ワーキング・ウィズ・チルドレン・チェック (WWCC)
- A4. 警察官経歷証明書
- A5. 国際警察チェック

インターナショナル・ポリス・チェックが不可能な場合、その国にいた時の申請者を知っている人からの レフリー・チェックを3回追加で行わなければならない。

- A6. その他の社会奉仕団体チェック
- A7. 健康診断
- A8. 身元確認

【コンピテンシーB. 態度・つながり】

- B1. 里親になる動機
- B2. 支援ネットワーク
- B3. 経済的安定性
- B4. 文化的尊重と理解
- B5. アボリジニの文化に対する認識と知識
- B6. 養育中の子どもの家族に対する態度

【コンピテンシーC. パーソナル・レジリエンス】

- C1. アタッチメント
- C2. トラウマ、悲しみ、喪失

- C3. ストレスへの対処
- C4. パートナーとの関係(該当する場合)
- C5. 実子を持ちたいという希望(該当する場合)

【コンピテンシーD. 子どもを中心とした養育】

- D1. 育つケアの提供
- D2. 発達性トラウマの理解
- D3. 子どものポジティブなセルフイメージの促進
- D4. 子どものアイデンティティの確立
- D5. 日常的なニーズに応える
- D6. 行動の管理
- D7. 自分の子どもへの影響(該当する場合)

【コンピテンシーE. 他者と協働する】

- E1. サービス提供者との連携
- E2. 教育的関与の促進
- E3. 家族との触れ合いを支援する
- E4. 継続的な発展と学習へのコミットメント

○アセスメントの実施

フォスタリング・アセスメントを実施する際、面接は形式的に、また順序だてて行うのではなく、自然な形で会話を促進し、必要な質問を使用して柔軟に行う。質問をする目的は、アイデアを提供し、応募者との目的を持った会話を促進することである。ただし、審査で問われる質問は、限定する必要はなく、特定の状況下で質問に対する応募者の回答が必要な情報を引き出せない場合、必要な情報を収集するためのさらなる質問を考える必要がある。ほとんどの評価では、特定のトピックをより深く掘り下げるために、フォローアップの質問をする必要がある。

オーストラリアのフォスタリング・アセスメントは、イギリスの影響を強く受けている。クイーンズランド州のフォスタリング・アセスメントについてもコンピテンシー・アプローチが採用されており、そのコンピテンシーを評価する形でアセスメントが実施される。またコア・コンピテンシーを5つ決め、その5つのコア・コンピテンシーについて、さらに細かい項目を定めている。コア・コンピテンシーは単語または非常に短い文章で表されており、それゆえ大きな概念となっているが、そのことによって広くとらえることもできるため、アセスメントをする上ではより多くの情報を得やすくなっている。それと同時にアセッサーの面談力、質問力などの力量も問われると思われる。

これらの項目は、順次聞くのではなく、3回~8回にわたる訪問によって、十分に時間をかけて行われる自然な会話の中で、確認や質問をすることによって評価する。その面談の中で、ジェノグラムやエコマップなども活用されている。またストレングスに注目していることも特徴的であり、日本でも取り入れたい点である。

また、アセスメントは外部のアセッサーに委託することもあり、ケースで1件16万円ほどの経費がかかる。アセッサーが専門性をもっていることの証であり、また、そのように経費をかけて登録した里親を未委託のままにすることは、経費の浪費になるため極力避けられるとのことであった。

3. パリ市を中心としたフランスのフォスタリングについて *2

パリ市を中心に、フランスのフォスタリングについてヒアリングを行った。フランスについては、申請時に里親を承認するときに使われる評価の目的に、人間性と教育的姿勢といった潜在的側面を考慮したうえで、安全、健康、発達を保障する力があるかどうかを見ていくとあり、これをコンピテンシーとみなし、その内容を抜粋した。

3-1:フォスタリングの概要

児童相談所がフォローしている未成年は人口の2%であり、そのうち半数が措置(未成年人口の1%)である。また、そのうち里親45%,施設(小規模)35%,それ以外20%(自宅、親戚宅、アパート、寮等)となっており、自宅やアパートでの措置があるのが特徴的である。措置先については県による差は大きいが、その地域に合う方法でよいとされている)

里親は職業として 2005 年に国家資格化され、教育チームの完全なメンバーであると法律に明記された。 里親に対する必須の研修は、子どもを受け入れる前に 60 時間と、子どもを受け入れ開始後に 240 時間あり、合計 300 時間が必要である。

措置にかかるコストについては、里親が 1 日当たり 6500 円、施設が 2 万 6000 円/日、またアパートの場合は 6500 円/日、一時保護 4 万円/日である。

○パリ市里親支援機関について

2021 年パリ市では 4800人が措置されている。そのうち 43%が里親宅であり、公的里親支援機関 8 カ所 に 1400人、民間里親支援機関 7 カ所に 700人となっている。

ワーカーはソーシャルワーカーもしくはエデュケーター資格を持つものが担っており、1人あたり子ども 16人程度を担当する。また、ソーシャルワーカーとエデュケーター(社会的教育者)の資格に必要な研修等は以下のとおりである。

ソーシャルワーカー: 国家資格。3 年間理論 1749 時間、研修 1820 時間、4 個所で研修。

エデュケーター: 国家資格。3年間理論 1450 時間、研修 2100 時間、4 個所で研修。

パリ市立の里親支援機関は8カ所あり、子どもは約1400人をみている。里親の採用と、里親と里子のフォローをする役割を担っている。

パリ市の民間立の里親支援機関は7カ所あり、子ども約700人をみている。同じく里親の採用と、里親と里子をフォローする役割を担っている。一般的に民間の方が里親の給料が良く、職員も長期間働くことが多い。

- ○里親になり子どもが委託されるまでの流れ
- ①妊産婦幼児保護センター(保健所)による家庭訪問で4ヶ月有効の承認が出る。なお、全国で申し込みできるようになっている。
- ②里親支援機関に応募する。(事務所に1時間以内で行き来できることが条件となっている)
- ③正社員として月6万6000円の基本給が出て60時間研修を受ける。その途中や研修後にやめる里親が半分以上いる。
- ④子どもが委託される。2ヶ月間は試用期間で即日解雇できる。最初は緊急委託を担当して仕事に慣れることが多い。子どもに障害や病気、特別なニーズがある場合は受け入れ前に特別研修を受ける。4ヶ月間委託がないと登録が解除される。
- ⑤最初の子どもを受け入れてから 240 時間の研修を受ける。国家資格は約2年で受験できる。その後は2年に1回1週間の研修が義務。県で年中ケース検討会など開催されている。

子どもの委託が終了しても基本給は出るが、4ヶ月委託がないと登録解除になる。途中緊急でも受け入れられると4ヶ月は更新される。解除の場合他の里親支援機関を受ける。

○里親になる上でのその他特記事項

- ・同居している成人全ての犯罪歴確認が義務化されている。
- ・子どもは里親1人につき1-3人受託でき、夫婦で里親となっている場合6人まで受託可能。
- ・里親は子育て経験ある人が99%であり、単身女性も多い。
- ・里親として採用される時のポイントは違いを受け入れられ、尊重できる人物かどうかが重要である。また、実親とよい関係を築けるかも重要である。
- ・里親をしながら仕事を続けることは問題ない。
- ・里親に対する研修は外部の専門機関がおこなう。

○様々な里親の種類

フランスの里親は、通常の里親以外に以下のように様々な種類がある。

- ・里親リーダー(Référent):追加で給料をもらい他の里親を支える役割を担う。
- ・ 当番里親:各曜日緊急時の対応がとれる里親。
- ・緊急受け入れ里親:暴力被害などのリスクがあるケースを緊急に受け入れる里親。2週間以内に裁判がおこなわれるのでワーカーと密にコンタクトをとり10日以内に里親、ワーカー、心理士、学校の報告書を裁判所に送る。他にも親の入院中、逮捕されて状況がわかるまでの期間中、祖父母が亡くなってお葬式をするまでの期間など。最初は密にやりとりがあるこのスタイルを経て、評価され長期間の里子を受け入れるようになるというステップを踏むことが多い。
- ・特別ケア里親:障害、精神疾患、医療的な配慮が必要な子ども(ケアを特別に多く必要とする子どもは 24 時間エデュケーターがつく形もある)を受託する里親。里親をしながら専門性を身につけ特別なニーズがある子どもも受け入れられるようにするケースがある。
- ・匿名出産専門里親(セーヌ・サン・ドニ県):匿名出産した子どもを受け入れる専門の里親。
- ・母子専門里親:主に14-21歳の母親とその子どもを一緒に受け入れる里親。心理士の配置がワーカーよりも多いことが多い。

○里親団体(各都市):週一回午後集まって団結。里親の権利を守り地位向上を目指す。月一回は児相のワーカーも参加する。県によって里親の給料は違う。自分の県の里親の権利は自分たちで守るという意識がある。

○子どもへの支援

・16歳からは県の自立支援ワーカーが里子を個別にフォローする。

3-2:里親の承認評価とコンピテンシー

里親の承認のための認定ガイド里親評価の方法が書かれており、目的としてその中には以下のことが書かれている。

目的:候補者の人間性と教育的姿勢を考慮したうえで、子どもたちの安全、健康、発達を保障することができる場合に承認する。

里親のコンピテンシーとしては、A:候補者との面接と家庭訪問は以下の内容を保障するためにおこなう、とB:里親という職業の実践に必要な適性と力量、C:受け入れ条件と安全、の3つの大項目があり、その詳細は以下のとおりである。

A:候補者との面接と家庭訪問は以下の内容を保障するためにおこなう。

- ・候補者が必要なときに時間をつくることができる、計画する能力、さまざまな状況に対応することができる能力。
- ・コミュニケーション能力、対話することができる力。
- ・観察能力、子どもそれぞれ固有のニーズに対応することができる力。
- ・里親の役割と責任についての知識がある。
- ・住居が快適に暮らす条件を備え、衛生面、安全面においても子どもを受け入れることができること、子 どもの健康とウェルビーイングと安全を保障することができること。
- ・緊急事態にも対応できるコミュニケーション力があること。

B: 里親という職業の実践に必要な適性と力量

- ・候補者の人間的性質と教育的素質
- ・里親という職業についての知識、役割と責任についての理解
- ・フランス語を口頭でやりとりでき、コミュニケーションと対話をする適性がある。
- ・必要なときに動くことができることと、さまざまな状況に対応し、オーガナイズすることができる。

C:受け入れ条件と安全

- ・住居の広さと状況、手入れのされかた、空間の使い方と安全性
- ・住環境、安全とアクセスの利便性、交通手段と子どもとの移動
- ・連絡手段をもち、簡単に連絡がつく状況であること
- ・受け入れ家庭に動物がいるか

フランスの里親はフォスタリング機関に雇用されるために採用面接に行ったり、4か月未委託であると解雇になったりするなど、より職業的な側面が強いように思われた。また、認定前に 60 時間、子ども受け入れ開始後に 240 時間の合計 300 時間研修を受ける必要があり、その後のフォロー体制もしっかりしていた。

フランスでは大項目として、計画性や状況対応能力、コミュニケーション能力、責任能力など里親を担 う上での社会性、また職業実践に必要な適性と力量、そして住居等受け入れの条件と安全性に関する3つ が挙げられており、それぞれが中項目に分かれており、それがさらに細かい項目に分かれている。

4. 日本における調査

4-1. フォスタリング現場にかかわるワーカーのヒアリング調査

日本のフォスタリングにおける、里親養育の目的・成果とそのために必要な里親の資質や能力について、フォスタリングの現場にかかわるワーカー21名よりヒアリングを行った。

期間: 2022年5月20日~6月22日

所属:児童相談所、フォスタリング機関、児童養護施設等(里親専門相談員)など合計 14 機関

対象:フォスタリング業務にかかわっているもののうち3年以上経験のあるもの。

平均値:6.5 年 中央値:5.5 年 最小値:3年 (ただしそれ以外に他の職種や機関の経験がある)

人数:21名

方法: 半構造化面接

内容:①里親養育における目的と成果について ②里親に求められる資質や能力について

分析:自由回答分析

聞き取った内容を文字起こしし、クリーニングしたうえで、マイニングを行い、上位 150 の抽出後リストと、共起ネットワーク表(図 1 - 末尾)を作成し、階層的クラスター分析を行った。

○里親養育における目的と成果

里親養育に求められる目的と成果について、共起ネットワークより、大きく7つのグループが見出された。階層的クラスター分析と原文を参照しながら以下の文章を作成した。

- 1)子どもが安心して、安全に地域社会で生活できる。また里親はそのモデルとなる。
- 2) 子どもが人生において居場所があり、里親家庭を自分の家庭だと思えることができる。
- 3) 子どもが前向きに自信をもって生きることができる。
- 4)子どもが大事に養育されることによって自律した大人になることができる。その結果自分が親として子どもを育てることができ、人間関係をもち、安全に健康に生きることができる。
- 5) 里親が、養育を通して子どもの成長や変化を楽しいと感じることができる。 要約すると、子どもが、
 - ① 安心安全にその地域社会で生活する。
 - ② 自分の居場所・家庭を持つことができる。
 - ③ 前向きに自信をもって生きることができる。
 - ④ 家庭や地域で人間関係を形成し自立することができる。
 - ことであり、そして子どもだけではなく、
- ⑤里親もその養育における成長や変化を楽しいと感じる、また振り返ったときにそう思える、ということができる。

このことは、里親委託ガイドラインの、なぜ里親に委託するのかについて書かれている里親委託優先の原則にも通じており、フォスタリングにかかわるワーカーが現場で感じている目的や成果がガイドラインと同じ方向を向いていることを示している。

○里親に求められる資質や能力

それではその成果につながる里親の資質や能力は何か。ヒアリングでは資質や能力について自由に回答してもらい、 それを同じく上位 150 の抽出後リストと、共起ネットワーク表、階層的クラスター分析表を作成した。

共起ネットワークでは、5つの大きなグループとそのグループには属さないが項目として重要な3つの 小グループができ、以下の文章を作成した。

- 1)子どもが自分のことを大事に思えること。
- 2) 話を聞き相手の意見を受け入れること。
- 3)家庭的雰囲気を感じられるよう環境を整え生活を作り、子どもを成長させること。
- 4)地域社会のことを知り、周囲と関係性をもって養育をすること。
- 5) 困ったときに機関と一緒に子育てについて違う考え方であっても一緒に考えること。

また3つの小グループは以下のとおりである。

(1)支援を求めること (2)実親を理解すること (3) (里親としての)能力が必要であること

そこから、里親に求められる資質や能力を以下の5つとした。

- ①子どもの自尊心を高め、里親も自分を大事に思えること
- ②コミュニケーション力・柔軟性
- ③家庭的雰囲気・環境を構築する力
- ④地域社会との関係性

⑤機関と協働する力

加えて、小グループにあるように、支援を求める力、実親を理解する、(里親としての)能力がある、ということも要素としてあり、そういった力、能力が必要であり、求められていると思われる。

(表1:ヒアリングによる里親養育に関するコンピテンシー表)

	/ による里税食育に関するコンピ	
① 子どもの自尊心を高め、里親も	② コミュニケーション力・柔軟性	③ 家庭的雰囲気・環境を構築する力
自分を大事に思えること		
子どもが自分を大事に思える。	相手の話を聞く。	夫婦の雰囲気。
子育ての多様性を認める~自分の子育と	養育の価値観を柔軟に合わせるこ	生活・家庭環境を感じる時間が持てる。
は違うかもしれないと思える。	とができる。柔軟性がある。価値観	家族に発信する力。
子どもの(今の)良いところを見る。	を押し付けない。	良い雰囲気の家庭環境で生活し成長す
自分自身が安定している。	子育てで違う意見を受け入れる。	る。
里親自身を大事に思える。	自分の考えを言える。他者に伝え	子育てを楽しむことができる。
子どもを尊重できる。	る。	時間に余裕を持てる。
温かいやり取りができる。	観察する力。	家庭的雰囲気を作る。
子どもの話を聞く。	相手の意見を受け入れる。	
解決を待つことができる。	抱え込まずに発信する。	
想像する力。	コミュニケーションが取れる。	
心を支える。		
自分自身が安定している。		
子どもの背景に合わせる。		
養育を大切にする。		
子どもの立場を中心に考える・対応する。		
子どもが安心できる。安心して育つことが		
できる。		
④ 地域社会との関係性	⑤ 機関と協働する力	⑥ その他
困ったときに地域とコミュニケーション	困った時に助けを求める。	実親の理解。実親を否定しない。
が取れる。	関係機関と一緒に考える。	学び変化する力。
難しい時にオープンに支援を求める。	解決しないときに相談できる。	誠実な思いを持つ。
地域社会と関係を持つ。	地域のことを知っている。	状況を受けとめる。
	チームとして養育する。	人生を振り返ることができる。
		長く支援する。
		オープンである。
		多様に観ることができる。
		発達の課題を知る。

67 の要素にわけたものを、里親養育に必要と思われる5つの資質と能力、その他の6つに分類した。「子どもが自分のことを大事に思えること」については、内容としては、自分を尊重できる、ということから自尊心と言えると考えられる。また、共起されているものが「里親」であり、原文には里親が自分自身を大切にすることも含まれていることも明記しておきたい。

この5つの資質と能力、それにその他を加えて、6つに分類したものを、日本の里親養育において、コンピテンシーにかかわる大項目としてとらえた。そして、階層的クラスター分析によって導き出された要素をそれぞれの大項目とその他に振り分けて、ヒアリングによる里親養育に関するコンピテンシー表(表1)を作成した。

4-2. 日本の資料等の調査

過去に発行された日本における里親認定に係る資料から、里親のコンピテンシーに関わると思われることについてまとめた。

- 1. 里親委託ガイドラインから
- ・要保護児童(法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の養育についての理解及び 熱意があること。
- ・要保護児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ・欠格の事由に該当しないこと・経済的に困窮していないこと。

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 "里親委託ガイドラインについて" 厚生労働省. 2011-3-30.https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hlp.pdf. pp.14-15 (最終閲覧日 2022 年 6 月 1 日))

- 2. フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドラインから
- ①里親委託の意義
- ・何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度 は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。
- ・社会的養護を必要とする子どもは、様々な課題を抱えており、多様な子どもに対応できる里親を開拓し、 社会的養護の担い手としての里親の集団を形成する必要がある。
- ②里親委託優先の原則
- ・家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。
- 里親家庭に委託することにより、
- 1 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、
 - 2家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、
- 3家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、などが期待でき、 社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。
- ・もっとも、里親の数の確保が不十分であり、様々な課題を抱える子どもに対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きく、その質の充実に努める必要がある。

(厚厚生労働省子ども家庭局長通知 "フォスタリング機関 (里親養育包括支援機関) 及びその業務に関するガイドライン" 厚生労働省.2018-7-6. https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000349127.pdf. p.1 (最終閲覧日 2022 年 6 月 1 日))

③アセスメントに当たっての着眼点

- ・ 社会的養護を必要とする子どもやその実親に対する適切な理解があり、誤解や偏見はないか
- ・ 養育里親の場合は、養子縁組とは異なり、子どもと実親等との関係を尊重することが求められることに ついて理解があるか
- ・ 多様な文化や価値観を受け入れる寛容度はあるか
- ・ 里親委託が公的な養育であることについての理解があるか
- ・ 精神的な安定感があるか。適切なストレス対処行動がとれるか
- ・ 自己評価が適切にできているか
- 家族、親族及び友人との人間関係が適切に構築できているか。また理解やサポートが得られるか
- ・ 養育チームを組むために必要なコミュニケーション力があり、困ったときに助けを求めることができ そうか
- ・アセスメントにおけるチェックポイントの具体例を元に表を作成した。(表 2) (厚生労働省子ども家庭局長通知 "フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン"厚生労働省.2018-7-6. https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000349127.pdf. pp.18-19 (最終閲覧日 2022 年 6 月 1 日))

(表2:アセスメントにおけるチェックポイントの具体例)

社会性	疎通性・理解度	夫婦関係・家族関係
予約をしての来所である 予約時間に合わせて来所で きる 遅れる場合には連絡を入れ ることができる	質問に対して、的確な回答ができる 里親相談受付票に的確に記 入ができている	里親登録について、家族間で 思いを共有できている
来所時の服装などが適切である 人との距離の取り方が適切である 関係機関との協力について、 前向きに捉えられる	社会的養護の一環の制度であるということ、子どものための制度ということを理解している	不妊治療についての考えや 現状の受け止めについて、夫 婦間で合意がある
オープンで健康的な会話の 雰囲気がある	里親になりたい理由が自己 都合だけではない 子どもを選びたい/実親との 交流は拒否したいといった考 えに固執しない	夫婦のお互いが自分の意見を述べ合うことができている 実子がいる場合は、実子に対して的確な説明ができている(または、説明する必要があることを理解している)
一方的な持論の展開や自己 主張に終始しない	家庭内に様々な変化が生じることに思い至ることができる る 毎齢、経済面、健康状況、就 労状況など、自分たちの現状 に応じた選択ができる	親族や職場等に説明を行い、 理解を得る必要があることを 理解している 単身の場合は、近くにサポー トが得られる親族や知人がい る

(出典:厚生労働省「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」pp.18-19 の表をもとに作成)

3. 里親が行う養育に関する最低基準から

- ・里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性 及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。
- ・委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分 によって、差別的な養育をしてはならない。
- ・委託児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童 虐待その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- ・委託児童に対し法第四十七条第二項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
- ・常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。
- ・食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。
- ・委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(厚生労働省令 "里親が行う養育に関する最低基準" 厚生労働省

2002.https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-05.pdf.pp.1-2 (最終閲覧日 2022 年 6 月 1 日))

4. 里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブックから

里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブックよりコンピテンシーに関わる項目についてまとめて表に した。(表3)

(表3:里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック項目一部)

○家庭養護のあり方

- 1. 特定の養育者との地域の一員としての生活
- 2. 生活の共有を通しての生きる力の育成
- 3. 養育をひらき、周囲とつながる意義
- 4. 固有の子育て観にとらわれない養育
- 5. 自分を他者にゆだねた経験があってこその自立
- 6. ファミリーホームにおける家庭養護のかたち
- 7. 親族里親が地域や相談機関とつながる必要性
- 8. 法的に安定した関係を保障する養子縁組
- 9. これからの里親会の役割
- 10. 養育チームの一員としての養育者

○養育の基本

- 11. 子どもの権利擁護の担い手としての里親
- 12. 他者に助言や協力を求めることの重要性
- 13. 児童相談所からの助言や支援
- 14. 子どもが意見や苦情を出しやすい環境づくり
- 15. 守秘義務と周囲への理解の求め方
- 16. 子どもと養育者の財産である記録
- 17. 養育の基本となる自立支援計画
- 18. 体罰の禁止
- 19. 家庭内での虐待予防
- 20. 養育の行き詰まりへの対処方法

(出典:「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」より 筆者作成 pp.6-46)

- 5. 東京都の里親認定基準から
- 申請者の基本要件

心身ともに健全であること。

児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。

・家庭及び構成員の状況

家庭生活が円満に営まれていること

・家庭家屋及び居住地の状況

申請者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、 間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保される ことが見込まれること。

• 動機

申請の動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。 委託児童との養子縁組を目的としないものであること。

(東京都福祉保健局 HP "東京都里親認定基準"https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/satooya/seido/hotfamily/satooya/s_kijun.html 最終閲覧日 2022 年 6 月 1 日)

4-3:本調査におけるフォスタリング・アセスメントのコンピテンシーに関わる表

以上5つの資料から、それぞれコンピテンシーと関わる用語や文章を抜き出した。その結果、やや似通ったものも含めて87の項目となった。その中から、委員会の中で議論して、重要ではあると思われるが、抽象的で誤解の恐れがあるもの、例えば「豊かな愛情」などは、コンピテンシーの項目に含めることは適切ではないと思われ今回は除外した。また、安心と安全などの重要な概念についてもできるだけ誤解を避けるように、このアセスメントでの定義を行った。例えば、安全とは人の安全や物理的安全といった意味で使われ、ルール構造の安全を指し、安心とは、不安がなくて心が落ち着くこと、など情緒面でのことを指す、など。また、日本におけるフォスタリング・アセスメントであるから、「フォスタリング機関(里親

養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」におけるアセスメントのポイントは重要である と思われる。

資料の項目の検討と、フォスタリングの現場に係るワーカーのヒアリングからの分析とを合わせ、本アセスメントにおける里親養育におけるコンピテンシーに関わる表(表4)を以下のように作成した。

(表4:里親養育におけるコンピテンシー表)

(衣生・主枕食目にわりるコンピノンン一衣)			
①自尊心・共感性・子ども中心	④地域社会との関係性・機関と協働する・チーム養育		
子どもが自分を大事に思える	困ったときに地域とコミュニケーションが取れる		
子育ての多様性を認める	難しい時にオープンに支援を求める		
子どもに合わせることができる	地域社会と関係を持つ		
子どもの肯定的なところを見る	困った時に助けを求める		
子どもを尊重できる	関係機関と一緒に考える		
共感的なやり取りができる	解決しないときに相談できる		
子どもの話を聞く	地域のこと、リソースを知っている		
解決を待つことができる	チームとして養育する		
子どものこと・背景を想像することができる			
子どもの背景に合わせる			
子どもの心を支えることができる			
養育そのものを大切にする			
子どもの立場を中心に考える・対応する			
②コミュニケーション力・社会性・多様性	⑤自己理解·自分自身の安定·内省		
相手の話を聞く	自分の子育て経験とは違うかもしれないと思える		
養育の価値観を柔軟に合わせることができる。柔軟性が	自分の価値観にこだわらない		
ある。価値観を押し付けない	自分自身が安定している		
子育てで違う意見を受け入れる	自分自身を大事にできる		
自分の考えを言える。他者に伝える	人生を振り返ることができる		
観察する力	オーブンである		
必要な書類や記録を適切に書ける	学び変化する意思がある		
相手の意見を受け入れる	動機が里親制度を理解したものである		
抱え込まずこ発信する			
適切なコミュニケーションが取れる			
多様な文化や価値観を受け止められる			
③家庭的雰囲気・安全な環境	®その他		
子どもが安心できる	実親の理解。実親を否定しない		
安全に育つことができる環境	長く支援する、かかわる		
夫婦間、パートナー感でコミュニケーションがとれている	発達の課題を知る		
生活・家庭環境を感じる時間が持てる			
里親養育について家族に伝えて、理解されている			
良い雰囲気の家庭環境で生活し成長できる			
子育てを楽しむことができる			
時間に余裕を持てる			
家庭的雰囲気を作る			
衛生面・健康面に配慮ができる			

5. フォスタリング・アセスメント・フォーム

Form F を中心にオーストラリア・クイーンズランド州、フランス・パリ市のフォスタリング・アセスメントを参考にし、そして日本のフォスタリングに関わるワーカーのヒアリングからの分析と文献等を踏まえ新たに項目の作成を試みた。

5-1:フォスタリング・アセスメント・フォームの作成と内容

まず、アセスメント・フォームの項目として、15の大項目を表5のように定めた。

それぞれの大項目に、①項目の概要やねらいを説明し、その項目を見るためのコンピテンスを Form F 及び、オーストラリア、フランスのアセスメントを参考にしながら、日本のフォスタリングに関わる現場のワーカーからのヒアリングの結果を合わせて②分析事項として載せた。アセッサーは、この項目について順番にきくのではなく、自然な形で会話をする中で、その項目を知るために必要な質問をし、大項目を埋めていくことになる。最初に①概要・目的を説明し、それからその項目を見るために必要な②分析する情報・コンピテンスを示す。

また、6項目の「子育てに対する態度・価値観」については、委員会で検討した結果、それぞれの地域で状況が異なること、また何を大切にするかを決めるプロセスも重要であることなどを踏まえ、3つ例示はするものの、現時点ではそれに限定するのではなく、それぞれの機関で判断し3~5つ選択できることとした。

表5 フォスタリング・アセスメント・フォームの大項目

- 1. 家族背景や子ども期について(教育歴を含む)
- 2. 家族関係について
- 3. 人間関係(現在、過去、職場など)について
- 4. 性格や気質について
- 5. 他の子ども (実子・成人を含む) や社会的/サポートネットワークについて
- 6. 子育てに対する態度・価値観:3つ~5つ選択
- 7. 他者との協働体制の構築
- 8. 多様性とアイデンティティ
- 9. 申請者のモチベーションやタイミング
- 10. 準備、期待度
- 11. 安全な子育てに対する理解
- 12. 研修状況、様子
- 13. 里親になることで予想される影響
- 14. 今後のニーズや展開
- 15. 総合所見

1. 家族背景や子ども期について(教育歴等を含む)

①概要・目的

評価者は、これらの面接において、申請者から提供される情報だけでなく、回答の質にも注意を払わなければならない。そうすることにより、申請者が子ども時代にどのように子育てをされてきたのか、子育てにどのような価値観を持っているか、またどのような方法で子どもとの葛藤に対処しようとするのかを知ることができる。また、里親養育における強みや課題を見出し、特に申請者が過去のトラウマや喪失をど

の程度解決してきたか、親密な関係を築き、維持する力があるか、アタッチメント、他者の感情に共感、 理解し、感情的な事柄について想いをはせることができるか、などを見極める。

②分析する情報・コンピテンス

- 養育者の子育てに関する価値観を知る。
- 教育歴(学歴)について知る。
- 里親養育に影響する子ども時代の経験、バックグラウンドを知る。(喪失体験、分離体験、違和感があること、不十分な養育、安定した背景などによる利点など)
- 子ども時代のネガティブな経験が与える影響に対処できるか。
- 申請者のアタッチメント経験を知る。
- アタッチメント経験が乏しい場合、申請者がそれを乗り越えることができたか。
- 申請者自身の経験について内省的になれるか。

2. 家族関係

①概要・目的

評価者は、世帯の各メンバーの簡単な人物像を示し、またそれぞれへの面談が行われる必要がある。それらの面談から得られた情報はこの項目に含めることが可能であるが、もし守秘義務としたい場合は、別紙として含める。研究によると、実子がきちんと里親委託について相談され、彼らの声が聴かれ、関与し、そして心構えが出来ていると、彼らは親が里親になることをサポートするために、より良い立場に置かれる可能性が高いことが示唆されている。

2-1:家族や子ども

②分析する情報・コンピテンス

- 里親養育について家族で話し合い理解できているか。
- 里親を担うにあたり子どもたちをどの程度関与させ準備させているか。
- 申請者は里親になることにより自分の子どもたちに及ぼす影響を把握できているか(ネガティブ、ポジティブ両方)。
- 申請者は自分が希望する里親の種類や、年齢、性別を検討する際に、子どもたちへの影響・ニーズを 考慮できているか。
- 子どもたちはどの程度レジリエンスがありそうか。
- 里親になることについて、子どもたちはどの程度現実的に考えられているか。
- 子どもたちの脆弱性、傷つきやすい領域はあるか。またそれを最小限に抑える方法をとることができるか。
- 子どもたちが、里親をすることに関する不安や心配事を表現する場を持てているか。

2-2:同居家族におけるおとな

②分析する情報・コンピテンス

- おとなは里親になることに対する理解ができているか。
- 彼らが里親養育においてポジティブな役割を果たすことができるか。
- 彼らは脆弱さとなりうるか。またそれを最小限に抑える方法をとることができるか。
- 申請者やおとなたちは、守秘義務の重要性を理解できているか。
- その重要性を理解する一方で、安心して暮らせる必要性とのバランスをとることができるか。

*留意事項:訪問したりよく宿泊したりしにくるようなおとなや子どもが申請者にいる場合は、上記の質問を適宜変更して、その人との面談が有益かどうか検討する。

2-3:生活

②分析する情報・コンピテンス

里子を受け入れるスペースがあるか。

日課(ルーティン)に関してどのくらい柔軟に対応できるか。

里子がこの家庭の一員となることに心地よく感じる関わりやセッティングができるか。

この家庭が気持ちや感情を扱うことができるか。

 $(2-1\sim2-3$ について「①概要・目的」は同じ)

2-4:夫婦・パートナー

①概要・目的

夫婦・パートナー関係の安定性と永続性の評価は、その関係の歴史、その関係がどの程度うまくいっているか、そしてその関係に対するカップルのコミットメントを含める必要がある。また、どのような困難をその関係性は乗り越えてきたか、パートナーがお互いをどのようにサポートし合っているのかを探っていく。

②分析する情報・コンピテンス

- 現在のパートナー関係が安全で安定したものであるか。
- 里親養育によるストレスや負担に対処できるか。
- お互いを支え合うことができるか。
- 里子は二人の関係の脆弱な部分を利用する可能性はあるか。また2人はそれに対処できるか。

3. 人間関係 (現在、過去、職場など) について

概要・目的

この情報は、申請者とその人生経験を知る上で重要である。この情報は、申請者の過去がどのようにして 人間関係を築き、今日の自分を形成したのかを伝える上で重要である。そして、彼らが人間関係を通して 人生における安定を得ているか否か、ストレスや困難にどのように対処するか、申請者が自分自身に関し て、子どもや若者を養育することに関係するようなことの何を学んだのか、について知ることができる。

②分析する情報・コンピテンス

- 職場で里親養育することの理解が得られているか。
- 里親養育と仕事とを調整することができるか。
- 以前の交際関係についての確認ができるか。
- 以前の交際相手との間にできた子どもについて確認できるか。
- 以前の交際相手との間にできた子どもについてニーズが考慮されているか。
- 以前の交際より現在の交際をうまく続けることができるか。
- 重要な交際者から生じた事柄で影響を及ぼす可能性のあるものはあるか。
- 身体的・精神的健康問題はあるか。あった場合どのような影響があり、どのように対処できるか。
- レジリエンスや困難に対処することができるか。
- 現在の自分を形成してきたことを洞察することができるか。
- 動在的、潜在的な脆弱性やリスクはあるか。
- それらのリスクをどのように低減したり、対処したりすることができるか。
- 自分で対処が困難な場合に適切なヘルプを出すことができるか。

4. 性格や気質について

①概要・目的

評価者は、自身による自己報告、パートナーがいる場合はパートナーの意見、実子の意見、その他のレファレンスや入手可能な情報にもとづいて、申請者の人柄についての判断を行う。これらすべての情報源から、一貫性のある人物像が出てくることを確認することが重要である。

②分析する情報・コンピテンス

- 申請者の性格や気質はどのようなものであるか。
- 里親養育にプラスになるような個人的な資質は何か。
- 申請者の人柄に関して何か懸念はあるか。
- 5. 他の子ども (実子・成人を含む) や社会的/サポートネットワークについて
- 5-1:他の子ども (実子・成人を含む)
- ①概要・目的

このセクションでは、その世帯に住んでいない他のすべての子どもたち (成人になった子どもを含む) についての情報を含める。評価者は、それぞれの子どもの簡単な人物像、及び、彼らと申請者の関係についての情報を明らかにし、里親になることが彼らや、申請者と彼らの関係にどのような影響を与えるかを検討する。

家庭外に住む子どもには、通常、アセスメントの一部として面談を実施すべきである。支援ネットワークを検討する場合、評価者は、申請者のネットワークに既にある支援関係を説明し、里親として養育する際に、利用できる可能性のある支援の種類と質についての情報を明らかにする。

②世帯に住んでいない他のすべての子どもたちすべての人と面談を実施できたか。

- 彼らが里親養育についてポジティブな役割を果たすことができるか。
- 彼らは何らかの形で脆弱になりえる可能性はあるか。
- その場合、それを最小限に抑えるための方法をとれることができるか。

5-2:サポートネットワーク

②分析する情報・コンピテンス

- サポートネットワークを利用できるか。
- サポートネットワークはどのくらい機能しうるか。
- ネットワークには里親養育に対応する様々なスキルや経験があるか。
- 申請者は守秘義務の重要性を理解しているか。
- ネットワークは、バックグラウンド、民族、宗教等が多様で、里親養育に前向きな役割を果たし得るか。
- ネットワークに不足している部分がある場合、それを埋めることはできるか。
- ◆ ネットワークに対する申請者の期待はどの程度現実的か。(5-2について「①概要・目的」は5-1と同じ)

6. 子育てに対する態度・価値観:

ここでは、自尊心、子ども中心の視点の3つを挙げている。各機関で他に必要があると判断されるものを付け加えることができる。その候補をこの「6」の最後に挙げるが、各機関が必要なことを自由に決めることができる。同時に、そのコンピテンシーについても考えておくことが重要である。

自尊心、共感性、子ども中心の視点

① 概要・目的

このセクションでは、評価者は、申請者の育児に関する経験と能力についての情報を示すことが求められる。それら情報は、自尊心や共感性、そして子どもの観点から、それらの関係性の質についての根拠を併せて提供する必要がある。これは、実子、友人や親せきの子どもたち、または職業上もしくはその他の仕事上の領域で知り合った子どもたちに関わっている。子どもが自尊心を持てるよう関わることができ、また共感し、子どもの視点で物事を見ることが出来る里親に、肯定的な成果が認められる。

② 分析する情報・コンピテンス

- 申請者にとって自分の子育てはうまくいっているか。それは里親養育にどのように生かすことができるか。
- 申請者の養育者としての強みは何か。
- 申請者(家族)の子育てに関する懸念点は何か。
- 申請者は他の子どもたちとどのような経験があるか。また里親養育に活かすことができるか。
- 申請者は里子のライフチャンスを広げることができるか。 (ライフチャンスとは、選択の可能性や社会的つながりから生じる行動機会のこと。)
- この家庭で暮らすことが、里子にとってどのような経験になり得るか。
- 申請者は家庭的な環境を用意できるか。
- 申請者は子どもが自尊心をはぐくめるよう関わることができるか。
- 申請者は共感能力があるか。
- 申請者は子どもの視点から養育を考えることができるか。
- 里親になることについての申請者の期待は現実的であるか。

子育てに対する態度・価値観項目に関する項目の候補

- ・自己理解やセルフマネジメント
- ・レジリエンス
- ・コミュニケーション・社会性
- ・トラウマやアタッチメント、発達の理解
- ・自分自身の成長や変化 など

7. 他者との協働体制の構築

①概要・目的

里親委託の成功は異なる関係者たちが子どもの最善の利益のために、いかによく連携できるかにかかっているということを理解する上でシステム理論は役に立つ。里親は、養育チームの他のメンバー、ソーシャルワーカー、実親、学校、その他の人々と密に協働することが期待されている。この資質に対する適性を評価する際に、評価者は、申請者の仕事と私生活両方に関連する様々なレファレンスや確認された事項を考慮しながら、アセスメント全体を通して収集した情報を活用する必要がある。アセスメントでは、特に、申請者が子どもの実家族と協力したり、彼らとの交流を促進したりする能力を考慮する必要がある。

②分析する情報・コンピテンス

- 申請者はチームの一員として効果的に動くことができるか。
- 里親として他の人たちと協働するという自分の役割を現実的に理解しているか。
- 子どもたちがなぜ里親を必要としているかを理解しているか。

- 何らかの形で実親に共感することができるか。
- 子どもの実親たちと積極的に協働できるか。
- 実親等との面会交流が子どもにどのような影響を与えうるかを理解しているか。
- 実親との面会交流を維持することの重要性を理解しているか。
- 面会交流の要望は、申請者の生活スタイルにうまく合っているか。
- 申請者の理解が不足していることや、実親と協働するうえで脆弱になりそうなところはあるか。
- その不足しているところや、脆弱になりそうなところに対処できるか。

8. 多様性とアイデンティティ

①概要・目的

社会的養護一人ひとりの子どもたちすべてが、そのアイデンティティが尊重され、認識され、支援され、 称賛される方法でケアされるべきである。また、里親は子どものジェンダー、信仰、民族的出自、文化的・ 言語的バックグラウンド、性的指向、そして彼らが有している可能性がある障碍に十分な注意を払う必要 がある。

しかし、すべての申請者が、里親としてのアセスメントを受ける時点で、これらすべての課題について深く理解しているわけではないことを認識しておく必要がある。最も重要なのは、彼らが適切な価値基盤と、理解が不十分な場合でも学ぶ意欲を持っているということである。

②分析する情報・コンピテンス

- 申請者はアイデンティティの概念とその重要性を理解している。この認識をさらに養うにはどのようなサポートが必要か。
- 申請者は非差別的な姿勢や価値観を持っている。
- 申請者は、異なる民族、信仰、セクシュアリティ、身体障碍や知的障碍のある子どもの子育てに役立 つ経験はあるか。
- 申請者の家族や友人のネットワークの中に、異なる民族、信仰、セクシュアリティ、身体障碍や知的 障碍のある子どもの子育てをサポートしてくれる人はいるか。
- 申請者の家族に差別的な姿勢を持つ人がいる場合、申請者はそれに対してどのように対処するかを考えているか。
- 偏見やいじめが発生した場合に、適切な方法でそれに対処できる。
- 異なる民族、信仰、セクシュアリティや障碍を持つ子どもはこの家族とこの地域で生活することを心 地よく感じるか。
- さらなる研修が必要な領域はあるか。

9. 申請者のモチベーションやタイミング

①概要・目的

申請者の適性を検討する際、申請者が里親になろうとする動機、それにより、何を得たいのかを理解することが重要である。申請者がなぜこの時期に申請したのか、家庭のすべてのメンバーに関してこの申請がどのように検討されたのか、そして、これがどの程度現実的なものなのかを明確にする必要がある。

評価者は(申請者と一緒に)、里親になることによって申請者の現在の生活スタイルにどのような影響があるか、何を変える必要があるか、そしてその変化をどのように管理する必要があるか、を考えなければならない。これは、一般的に重要な課題と認識されていることに対して、申請者が出来る限りの準備が出来ているようにするということである。

②分析する情報・コンピテンス

- 申請者の里親になる動機は誠実で現実的か。
- その動機は、子どものニーズを満たすことに基づいているか。
- 申請のタイミングは、世帯全員にとって適切か。
- 経済的な要素は大丈夫か。
- 里親になるために、申請者は生活スタイルにどのような変更をしないといけないか理解しているか。
- またその変更する方法が整っているか。
- 里親に必要な時間的コミットメントについて現実的であるか。
- 提案されている子どもの数と、里親の種類を、彼らが対処できるか。
- 自分の子どもをさらに持つ計画がある場合、里親申請はどれくらい現実的か。

(以下、離別・喪失体験がある場合)

- 申請者が、何らかの喪失体験/喪失感を受け入れることができているか。
- 申請者は、他人の子どもの里親になることに準備を整える方に切り替えることができているか。

10. 準備、期待度

①概要・目的

申請者の里親になるための準備状況や里親になることへの期待度を把握する。

②分析する情報・コンピテンス

- 申請者とその家族は、里親養育に十分な準備ができているか。
- 申請者と家族は自分で調べたり、評価の一環として設定された課題をする意思があるか。
- 申請者の知識や経験に不足があればそれを埋めることができるか。
- 申請者の里親養育への期待は現実的であるか。

11. 安全な子育てに対する理解

①概要・目的

評価の際には、申請者が安全な養育について十分に理解しているかどうか、また、申請者やその家族のメンバーに対してのリスクを最小限に抑えるために、実際にこの理解を適用できるかどうかを特に考慮する必要がある。

②分析する情報・コンピテンス

- 申請者は、より安全な養育について理解しているか。
- 安全な養育のアプローチはどの程度現実的で効果的であるか。
- ソーシャルワーカーが監督すべき脆弱な領域はあるか。
- 申請者は守秘義務をよく理解しており、いつ・誰と、子どもに関する情報を共有すべきかを知っているか。

12. 研修状況、様子

①概要・目的

研修の状況について把握する。また研修講師や担当トレーナーからのフィードバックをもらう。実習の様子を伺い、また記録を見て理解がどの程度深まったかを把握する。

②分析する情報・コンピテンス

- 研修の状況はどうか。
- 学びや養育のために優先的に取り組むべき領域はあるか。
- 記録は適切に書くことができているか。

13. 里親になることで予想される影響

①概要・目的

里親になることで予想される影響について把握する。

②分析する情報・コンピテンス

- 里親について予想される影響を把握しているか。
- 影響について必要であれば対処できるか。
- 対処が難しい時にサポートを求めることができるか。

14. 今後のニーズや展開

①概要・目的

今後のニーズや展開について把握する

②分析する情報・コンピテンス

- 今後のニーズは何か。
- 今後のプロセスはどのように展開される必要があるか。

15. 総合所見

これまでの、アセスメントを踏まえ、担当アセッサーの総合所見を述べる。

5-2:まとめと今後に向けて

本年度は、オーストラリア・クイーンズランド州やフランス・パリ市を中心としてフォスタリングの事情、アセスメントについてヒアリングし、昨年度に引き続いてイギリスの Form F を中心に参照しながらも、日本のフォスタリングの現場に関わるワーカーからのヒアリング調査、文献等調査の結果を合わせて、フォスタリング・アセスメントのフォームとそのアセスメント・プロセスにおける留意点などをまとめ、フォスタリング・アセスメントの後半部分を作成した。

まだデータを分析したものを検討したに過ぎないので、これから可能であればフォスタリング機関で実際に使用していただくか、あるいは現場のアセッサーから意見を聞いてより内容を充実させていきたい。同時に、アセスメントを行う上では、単に項目を聞くのではなく自然な会話の中で聞くなど、アセッサーとしての力量が必要であり、まさにフォスタリング・アセスメントのアセッサーとしての在り方や価値観、技術や特性などのコンピテンシーを明確にし、それを習得するプロセスを考えることも必要ではないかと考える。

また実際のアセスメントにおいては、その項目を直接聞くのではなく、様々な質問を通してそのコンピテンスを聞くために、どういった質問が必要か、また適切かを考えなければならない。そのため、アセッサーとしての技術はもちろん、質問の例や手引きとなるものが必要となってくるので、引き続き検討していきたい。

さらに、今回の調査で、アセスメントは単に申請時のものだけではなく、その後のマッチングや研修、

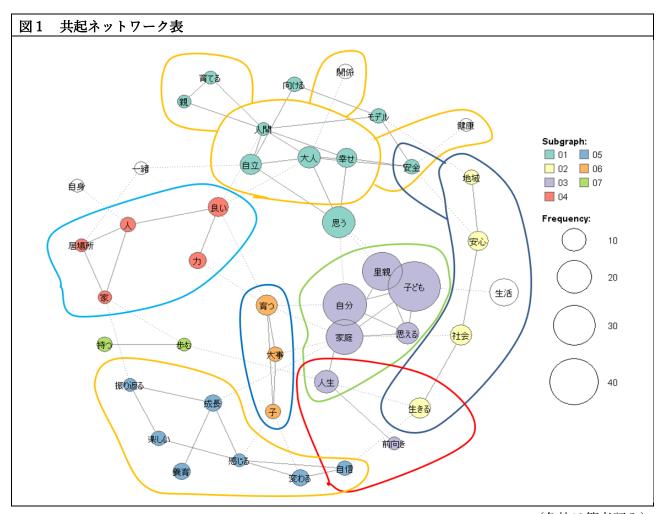
委託、委託後につながる包括的なものである必要性が指摘された。そのため、今回アセスメント及びコンピテンシーを明らかにするとともに、その中から相手の強みを見出しつつ、課題を明確にして、その課題に対してどのようにフォローするか、またどのような研修や面談を行っていくのかを考える必要がある。今後、合わせて里親のための研修や学ぶ機会について検討していきたい。

6. 参考文献

- ・大野勝利(2006)「コンピテンシーの定義に関する一考察」『大阪府立大学経済研究』(52-1),pp99-112
- ・厚生労働省(2018) 厚生労働省子ども家庭局長通知「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」厚生労働省.2018-7-6.https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000349127.pdf (最終閲覧日 2022 年 6 月 1日)
- ・厚生労働省(2011)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」厚生労働省. 2011-3-30.https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hlp.pdf (最終閲覧日 2022 年 6 月 1 日)
- ・厚生労働省 (2002) 厚生労働省令 "里親が行う養育に関する最低基準" 厚生労働省 2002.https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-05.pdf (最終閲覧日 2022 年 6 月 1 日)
- ・酒井流美(2005)「養育里親認定アセスメントに関する一考察」『福祉社会研究』 (6), pp.61-73
- ・全国里親委託等推進委員会(2012)「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」 公益財団法人 全国里親会内 全国里親委託等推進委員会事務局
- 東京都福祉保健局 HP「東京都里親認定基準」
 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/satooya/seido/hotfamily/satooya/s_kijun.html (最終閲覧日 2022 年 6 月 1 日)
- ・山口裕幸(2009)『コンピテンシーとチーム・マネジメントの心理学』朝倉書店
- · Roger Chapman(2019)British Association for Adoption and Fostering:Undertaking a Fostering Assessment in England -A Guide to Collecting and Analysing Information for Form F

注

- *1 Robert Paul Ryan 氏よりヒアリング(2021 年 11 月 29 日 オンライン zoom) 慈善団体 Life Without Barriers にて、児童・青少年・家族-外部関与・戦略的パートナーシップのエグゼクティブ・リードを 務める。その前職は、アジア太平洋地域の児童サービスプロバイダーである Key Assets Australia の CEO を務める。
- *2 安發明子氏よりヒアリング(2022 年 4 月 19 日 オンライン zoom) フランス・パリ在住。立命館大学人間科学部所属。フランス国立社会科学高等研究院 社会学修士課程修了、フランス国立社 会科学高等研究院 健康・社会政策学修士課程修了。



__ (色枠は筆者記入)

ステージ2:フォスタリング・アセスメント・フォーム

1. 家族背景や子ども期について(教育歴含む)
2. 家族関係
3. 人間関係(現在、過去、職場など)

4. 性格や気質
5. 他の子ども(実子・成人の含む)や社会的/サポートネットワーク
6. 子育てに対する態度・価値観:①

6. 子育てに対する態度・価値観:②
6. 子育てに対する態度・価値観:③
7. 他者との協働体制の構築

8. 多様性とアイデンティティ	
9. 申請者のモチベーションやタイミング	
10. 準備、期待度	

11. 安全な子育てに対する理解	
12. 研修状況・様子	
13. 里親になることで予想される影響	

14. 今後のニーズや展開		
申請日	● アセスメント完了日	
15.総合所見		

申請者の強みと課題	
本報告書を完成させたソーシ	
ャルワーカー名	
● 日時	
● 管理者名	
● 日時	
申請者による報告書の確認	
申請者名	•••
申請書類受理日	

申請者の報告書内容の事実誤認の訂正や所感、追加ニ	1メント
● 記入者名	
日時	

早稲田大学総合研究機構 社会的養育研究所

フォスタリング・アセスメントの在り方に関する調査研究 報告書

2022 (令和4) 年7月

